

大阪医科薬科大学薬学部と徳島大学薬学部との間における特別聴講生交流協定書

大阪医科薬科大学薬学部と徳島大学薬学部（以下「両学部」という。）は、両学部間の交流と協力を推進し、教育研究の充実を図るため、学部学生が相互に必要な教育研究指導を受けることを認めることに合意したので、次のとおり協定を締結するものとする。

（研究指導）

1. 両学部が教育研究上有益と認めたとき、学生は受入学部の指導教員のもとで、特別聴講生として、所要の教育研究指導を受けることができるものとする。

（受入学生の取扱い及び選考）

2. 受入学生の取扱いは、受入学部が定めるところによるものとし、その選考は受入学部において行う。

（受入期間）

3. 特別聴講生が教育研究指導を受ける期間は、原則1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年に限り延長することができるものとする。

（授業料等）

4. 両学部は、特別聴講生の検定料、入学料及び授業料（聴講料、研究料及び指導料を含む）は徴収しないものとする。

（施設・設備の利用）

5. 両学部は、特別聴講生の教育研究上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を提供するものとする。

（災害事故の対応）

6. 両学部は、特別聴講生が教育研究指導を受ける上の災害事故の対応として、特別聴講生が学生教育研究災害傷害保険等に加入することを義務付けるものとする。

（報告）

7. 受入側の学部の長は、教育研究指導が終了したときは直ちに相手学部の長に教育研究指導報告を行うものとする。

（協定期間）

8. この協定は、両学部の合意（捺印）後から有効とし、有効期間は5年間とする。ただし、期間

満了日の6ヶ月前までに、双方から何ら申し出がないときは、この協定は、自動的に5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(雑則)

9. この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、両学部協議のうえこれを定めるものとする。

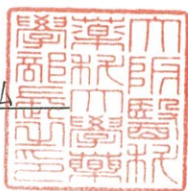
協定書は2通作成し、両者記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年3月19日

令和4年3月19日

大阪医科薬科大学薬学部長

大野 行弘



徳島大学薬学部長

土屋 浩一郎



大阪医科薬科大学大学院薬学研究科と徳島大学大学院薬学研究科との間における
特別研究生交流協定書

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科と徳島大学大学院薬学研究科（以下「両研究科」という。）は、両研究科間の交流と協力を推進し、教育研究の充実を図るため、大学院学生が相互に必要な研究指導を受けることを認めることに合意したので、次のとおり協定を締結するものとする。

（研究指導）

1. 両研究科が教育研究上有益と認めたととき、学生は受入研究科の指導教員のもとで、特別研究生として、所要の研究指導を受けることができるものとする。

（受入学生の取扱い及び選考）

2. 受入学生の取扱いは、受入研究科が定めるところによるものとし、その選考は受入研究科において行う。

（受入期間）

3. 特別研究生が研究指導を受ける期間は、原則1年以内とする。ただし、博士後期課程又は博士課程の学生については、研究上必要な事情があれば更に1年に限り延長を申請することができるものとする。

（授業料等）

4. 両研究科は、特別研究生の検定料、入学料及び授業料（聴講料、研究料及び指導料を含む）は徴収しないものとする。

（施設・設備の利用）

5. 両研究科は、特別研究生の教育研究上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を提供するものとする。

（災害事故の対応）

6. 両研究科は、特別研究生が研究指導を受ける上の災害事故の対応として、特別研究生が学生教育研究災害傷害保険等に参加することを義務付けるものとする。

（報告）

7. 受入側の研究科の長は、研究指導が終了したときは直ちに相手研究科の長に研究指導報告を行うものとする。

(協定期間)

8. この協定は、令和4年4月1日から有効とし、有効期間は5年間とする。ただし、期間満了日の6ヶ月前までに、双方から何ら申し出がないときは、この協定は、自動的に5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(雑則)

9. この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、両研究科協議のうえこれを定めるものとする。

協定書は2通作成し、両者記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年3月19日

令和4年3月19日

大阪医科薬科大学大学院薬学研究科長

大野 行弘



徳島大学大学院薬科学教育部長

土屋 浩一郎

